

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

令和2年8月6日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第2000001号

厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第2000008号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間③について、請求者のC社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和36年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和59年1月9日から同年6月25日まで
② 昭和60年12月21日から昭和61年6月1日まで
③ 昭和61年9月1日から昭和62年9月1日まで

私は、昭和59年6月25日から同年8月31日まで厚生年金保険はA社で加入していたが、在籍はB社であった。B社には、昭和59年1月9日から在籍していたので、請求期間①について年金記録があるはずである。

また、請求期間②についてはB社に勤務していた記憶があるので、厚生年金保険に加入していたはずである。

そして、請求期間③についてはC社に在籍しており、厚生年金保険に加入していたはずである。請求期間①、②及び③について、調査の上、将来の年金額に反映するよう記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者は、B社に勤務した昭和59年1月9日から、A社で厚生年金保険に加入していたと主張しているところ、雇用保険の加入記録によると、同日からB社に勤務していることが確認できる。

また、B社の従業員をA社において厚生年金保険に加入させた理由について、B社の請求期間①当時の社会保険事務責任者は、「請求期間①当時のA社の代表取締役はB社の代表取締役を兼務していたので、私が昭和59年6月に、B社の従業員をA社において厚生年金保険に加

入させた。厚生年金保険料は、B社が支給した給与から控除していたが、同年5月以前は保険料を控除していない」と陳述している。

さらに、A社の請求期間①当時の代表取締役は、請求期間①に係る厚生年金保険料の控除について不明と回答している。

加えて、請求者の厚生年金保険の加入記録と同日である昭和59年6月25日にA社で厚生年金保険に加入している同僚について、その者の雇用保険の加入記録によると、B社において、同年3月5日に被保険者資格を取得していることが確認できることから、厚生年金保険と雇用保険の被保険者資格取得年月日が必ずしも一致していないことが認められる。

- 2 請求期間②について、請求者から提出された雇用保険被保険者資格喪失確認通知書によると、B社での離職年月日は昭和60年12月20日であることが確認できる。

また、B社の事業所別被保険者名簿によると、社会保険事務所（当時）は、請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届を昭和60年12月27日に受付し、健康保険被保険者証は返納されていることが確認できる。

さらに、B社は、請求者の請求期間②に係る厚生年金保険料の控除について不明と回答している。

- 3 請求期間③について、請求者のC社における雇用保険の加入記録が確認できない。

また、オンライン記録によると、請求期間③において、C社における厚生年金保険の被保険者は12名（うち1名は既に死亡）確認できるので、連絡先が判明した11名に文書照会したところ、回答があった8名全員が請求者のことを知らないとしている。

さらに、C社は、請求者の請求期間③に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について不明と回答していることから、請求者の当該期間に係る勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

- 4 このほか、請求者の請求期間①、②及び③における給与から厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。